9 (1)～(6)　［略］

(7)　二の表の第2の水銀に関する水俣条約第三条1(a)に規定する水銀の二号承認を要しない国は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アンティグア・バーブーダ、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コスタリカ、デンマーク、ジブチ、エクアドル、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、ヨルダン、クウェート、レソト、リヒテンシュタイン、マダガスカル、マリ、マルタ、モーリタニア、メキシコ、モナコ、モンゴル、オランダ、ニカラグア、ノルウェー、パナマ、ペルー、ルーマニア、サモア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、スワジランド、スウェーデン、スイス、トーゴ、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ザンビア

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○国土交通省告示第七百五十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年八月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下坪上沢

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を平成二十九年国土交通省告示第三十九号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市芹沢字次郎岳国有林

一三〇林班　ろ小班　一号から十二号まで

一三〇林班　い小班　十二号から十六号まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱十七号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱十七号と二十四号を平成二十九年国土交通省告示第三十八号及び三十九号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市芹沢字次郎岳国有林

一三〇林班　い小班　十七号から二十四号まで

9 (1)～(6)　［略］

(7)　二の表の第2の水銀に関する水俣条約第三条1(a)に規定する水銀の二号承認を要しない国は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アンティグア・バーブーダ、オーストリア、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コスタリカ、チェコ、デンマーク、ジブチ、エクアドル、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、イラン、ヨルダン、クウェート、ラトビア、レソト、リヒテンシュタイン、マダガスカル、マリ、マルタ、モーリタニア、メキシコ、モナコ、モンゴル、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ノルウェー、パラオ、パナマ、ペルー、モルドバ、ルーマニア、セントクリストファー・ネーヴィス、サモア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、スロバキア、スロベニア、スリランカ、スワジランド、スウェーデン、スイス、タイ、トーゴ、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ベトナム、ザンビア

○国土交通省告示第七百五十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年八月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

滝向沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を平成二十九年国土交通省告示第四十号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市芹沢字次郎岳国有林

一三〇林班　ろ小班　一号から九号まで

○国土交通省告示第七百六十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年八月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中坪下沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十一号を平成二十九年国土交通省告示第四十一号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市芹沢字次郎岳国有林

一三〇林班　と2小班　一号から二十号まで

は小班　二十号から三十一号まで

○国土交通省告示第七百六十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年八月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中坪上沢

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を平成二十九年国土交通省告示第四十二号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市芹沢字次郎岳国有林

一三〇林班　と2小班　一号から五号まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱六号から九号までを順次結んだ線及び標柱六号と九号を平成二十九年国土交通省告示第四十二号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市芹沢字次郎岳国有林

一三〇林班　と2小班　六号から九号まで

○国土交通省告示第七百六十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年八月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
株式会社小松製作所小山工場	栃木県小山市横倉新田400番地	内燃機関（シリンダの径が180ミリメートル未満のものに限る。）	平成29年8月7日から平成34年8月6日まで
〃	〃	排気タービン過給機	〃